令和元年度最高裁判所総合評価審査委員会(第3回) 議事概要

開催日及び場所		令和元年8月8日(木					最高裁判所中会議室			
委	員		員	長員	中遠伊伊藤	藤	和 亜希	義	(明海大学不動産学部教授) (工学院大学建築学部教授) (明治学院大学法学部教授) (経理局営繕課首席技官) (同 次席技官)	
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等		別落	系の と	こおり						

- 1 第2回委員会の審議結果について、その他報告事項について
 - (1) 第2回委員会の審議結果について説明、その他報告事項について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

技術提案書に参加者が特定出来る記載があった場合の取扱いについて、項目単位で評価の対象としないことにすることに異論はない。しかし、特許を持っている工法が使えなくなる恐れがあるなど現実的でない部分もあるため、国交省などと議論する機会があれば、意見交換などをしてはどうかと思う。

【事務局】

了解した。

- 2 技術提案評価型S型(WTO)名古屋地家裁半田支部庁舎新営建築工事の評価結果について
 - (1) 評価結果について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

防水の納まりについての提案を不採用とした理由は、注意事項等9-3の確認を 必要とするものということか。

【事務局】

笠木形状の変更等を伴うことから,技術提案書に関する注意事項等8-3の工事目的物の変更となるとの理由で施工不可とする提案と判断したい。

【委員】

原設計が一番良いかという点は、本提案を見る限り改善の余地もあるように思う ので、今後参考にした方が良い。

【事務局】

了解した。

【委員】

動線について、裁判所の敷地だけではないため、注意事項等9-③の協議が必要ということで提案を不採用とするとのことだが、動線分離は必要かと思う。裁判所側で法務省等と協議する予定はあるか。

【事務局】

動線分離に関しては安全配慮が必要と思われるので、発注者側の責任として安全配慮対策を進めていきたい。

【委員】

仮設の考え方自体は施工者の自由なので、受注してから考えるのが一般的であり、どれが 実現可能かこの段階で決めてしまうことは、全体の仮設計画や使い勝手を考えた時に、後々 大丈夫かと思うところもある。

【事務局】

協議が必要となる提案については、不採用というルールだと理解している。

【委員】

提案する人が無駄な努力をしたことにならないよう、条件明示を明確にすることが望まれると思う。

【事務局】

了解した。

- 3 総合評価落札方式(標準型)大津地家裁彦根支部庁舎新営実施設計業務の評価テーマ設定について
 - (1) 評価テーマ設定について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

ユニバーサルデザインは広く一般的なものであり、設計者としては当たり前のことと思う。ユニバーサルデザインを理解していない提案が出てくることは考えられるのか。

【事務局】

理解していない設計者はいないと思うが、求めたテーマの意図から外れた提案は低い評価になると考えている。

【委員】

了解した。

- 4 技術提案評価型 S型(WTO) 東京高地裁中目黒分室(仮称) 庁舎新営建築工事(再度) の 評価テーマの設定について
 - (1) 評価テーマ設定について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

再度の公告のため、1回目の時と同じテーマで提案を求めるわけにはいかないが、今後もこのようなことはあるかも知れないので、テーマに重要性があることを応札者側に伝える工夫は必要だと思う。予定価格内に入った上での競争となるが、応札されないことも考えられるので、提案し易い課題設定とすることも必要だと思う。

【事務局】

今回選定した騒音振動対策や地下外壁防水というテーマは、受注者にとって考え難いテーマではないと考えている。

【委員】

了解した。